

秋田県警察本部訓令第6号

秋田県警察交通機動隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成27年3月13日

秋田県警察本部長 警視長 小嶋 典 明

秋田県警察交通機動隊の運営に関する訓令

秋田県警察交通機動隊の運営に関する訓令（昭和60年秋田県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、秋田県警察交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務等）

第2条 交機隊は、主として国道7号線、国道13号線及びその他主要幹線道路における機動警ら、自動車検問等による交通指導取締り、交通整理及び交通事故・事件発生時の初動措置を行うとともに、重要事件の初動捜査、警衛警護その他必要な警察活動を行うものとする。

2 交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交通事故の発生状況の分析結果等に基づき、必要と認めるときは、前項に規定する路線以外の地域へ隊員を出動させることができる。

（応援要請）

第3条 高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、交通指導取締り、交通事故事件その他犯罪の捜査、各種行事開催等のため交機隊の応援を必要とするときは、隊長を通じて警察本部長に要請するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した交通機動隊員（以下「隊員」という。）は、当該署長等の指揮に従うものとする。なお、当該署長等は、隊員の円滑な活動への支援を行うものとする。

（緊急出動）

第4条 隊長は、緊急の場合、隊員を必要な地域へ出動させることができる。

（緊急配備時の措置）

第5条 隊員は、緊急配備の指令を受け、又は認知したときは、隊長に報告の上検問、検索、追跡等に当たるものとする。ただし、隊長から命じられた場合はこの限りでない。

（連絡協調）

第6条 隊長は、交機隊の総合的かつ効率的な運用を図るため、常に高速道路交通警察隊、各警察署及び他関係機関と密接な連絡協調を保たなければならない。

（取締り計画及び結果の送付）

第7条 隊長は、交通指導取締り計画及び結果について、交通部交通指導課長を経由して各警察署長へ送付するものとする。

（事件等の引継ぎ）

第8条 隊長は、隊員が次の事項を取り扱った場合、必要な初動措置を講じた後、速やかに当該事案について管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(1) 交通事故を取り扱ったとき。

- (2) 被疑者を逮捕し、又は引渡しを受けたとき。
- (3) 刑事事件を取り扱ったとき。
- (4) 遺失又は拾得物の届出を受けたとき。
- (5) その他引継ぎを必要とする事案を取り扱ったとき。

(白バイ乗務員)

第9条 隊長は、隊員のうちから運転経験、技能、適正等を総合的に判断し、白バイ乗務員及び白バイ準乗務員を指定するものとする。

2 前項の指定は、白バイ乗務員指定書（別記様式）を交付して行うものとする。

(安全管理)

第10条 隊長は、隊員の受傷事故防止等を図るため、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 隊員の資質向上及び安全意識の高揚に関すること。
- (2) 車両及び個人装備の整備改善に関すること。

(教養訓練)

第11条 隊長は、隊員の職務遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、計画的に教養訓練を行うものとする。

(全体会議)

第12条 隊長は、2か月に1回、全体会議を開催するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。